

牧之原市ホームページ広告取扱要領

平成18年10月26日

告示第143号

(目的)

第1条 この告示は、牧之原市のホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 市ホームページに掲載する広告等の範囲は、この規定及び牧之原市広告掲載要綱(平成18年牧之原市告示第141号)に定めるもののほか、市長が別に定めるものによる。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

(1) 市内に事業所等を有するものの広告

(2) 前号に該当しないものの広告

(広告掲載の掲載位置及び掲載数)

第5条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページ内の市長が指定する位置とする。

2 広告の掲載数は、12枠とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次に掲げるものとする。

(1) 縦40ピクセル、横120ピクセルとする。

(2) データ容量は、4キロバイト以下とする。

(3) 画像データの形式は、GIF又はJPEG形式とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠当たり月額8,000円とする。

(広告の掲載期間及び掲載時間)

第8条 広告の掲載期間(以下「掲載期間」という。)は、1箇月を単位とし、連続する掲載期間は当該年度の末日までとする。

2 掲載期間の初日は月の初日とし、最終日は月末とする。ただし、月の初日が牧之原市の休日を定める条例(平成17年牧之原市条例第2号)に規定する市の休日であるときは、その後の最初の市の機関の執務日を掲載期間の初日とする。

3 広告の掲載時間は、掲載期間の初日の午前9時から、最終日の午後5時に

終了するものとする。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を市ホームページ及び広報まきのはらにより行うものとする。

2 年度途中で掲載広告に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(広告の申込み)

第10条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、牧之原市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 業種及び広告内容により、資格免許証、諸証明書など申込者の健全性を理解できる書類を添付するものとする。

3 広告欄に空きがない場合は、当該年度限りの順番待ちとする。

(広告掲載の決定)

第11条 前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合で、かつ、全ての条件が同等と判断したときは、抽選により決定する。

2 前項に規定する広告掲載の可否を決定したときは、牧之原市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は非掲載決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、掲載料を一括納付するものとする。

(広告主の責任)

第13条 広告主の責任は、次のとおりとする。

(1) 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(2) 原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(3) 広告主は、掲載された広告が不適切な管理により市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

(広告主の届出義務)

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、牧之原市ホームページ広告掲載内容変更届(様式第4号)により、速やかに市長に届けなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき

(2) 広告を差替えるとき

(3) リンク先ホームページのURLを変更するとき

(4) 前各号に規定するもののほか、牧之原市ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合

(掲載決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合

(2) 市長が指定する期日までに掲載料を納付しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(掲載料の還付)

第16条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次条に規定する事由を除く広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、別表に定める金額を還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料に利子を付さない。

3 市は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 本条の規定により広告掲載料の返還を受けようとする者は、牧之原市ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(免責事項)

第17条 広告主は、サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料の返還、損害の賠償等を請求しないものとする。

2 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合(サーバー又はソフトウェアの障害・不具合・誤作動・本サービス利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因のいかんを問わない。)について、賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成24年2月17日告示第61号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。